

第5期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画の一部改定案へのパブリックコメントに対する県の考え方

①実施期間 令和4年10月5日(水)～10月17日(月)

②提出件数 6件(ご意見の数33)

※ なお、一部改定案と直接関係がないと考えられるご意見については公表していません。

No.	項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
1	第4章 施策の推進方向 第1節 施策の基本的方向 5 犯罪被害者等への支援の推進	26ページ「5 犯罪被害者等への支援の推進」について、新たな条例に記載のある犯罪被害者等の個人の尊厳や、尊厳にふさわしい処遇を保障される権利、二次被害防止等について記載がありません。新たな条例で基本理念を定める以上は、計画にも、条例の基本理念に沿った記載をすべきです。 (他同様意見1件)	犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画の第4章「施策の推進方向」は、現状と課題を踏まえ、推進する施策の方向を記載しています。 いただいたご意見のうち、二次被害防止について、次のとおり修正いたします。 「犯罪被害者等の抱える課題の解決に向けた支援と、途切れない支援につなげるための関係機関等との連携、さらに犯罪被害者等の心情等に対する県民の理解、二次被害防止への配慮を深めることへの促進を図り、犯罪被害者等のための施策の充実を図ります。」
2	第4章 施策の推進方向 第2節 重点取組 4 犯罪被害者等支援の充実	27ページ「4 犯罪被害者等支援の充実」について、「二次的被害」とは何でしょうか。新たな条例では「二次被害」と記載されています。 なお、基本計画を読んでいて、全体的に、「直接被害」(犯罪加害者の行為により、被害者自身が受ける被害。怪我をして治療費が発生する等)、「間接被害」(犯罪加害者の行為により、被害者の周囲のひとが受ける被害。子どもが被害者の事件で親に休業損害が生じる、会社代表者が被害に遭って会社に損失が生じる等)、「二次被害」(犯罪加害者「以外」の人の行為により、被害者自身が受ける被害。心ない言動により精神的に傷付くという場合もあれば、それ自身が新たな犯罪を構成することもあります)、「再被害」(犯罪加害者が、被害者に対して新たな加害行為をすることによって生じた被害)等の用語がきちんと使い分けられているのか疑問です。 (他同様意見1件)	いただいたご意見のとおり、犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画の「二次的被害」は「二次被害」に修正いたします。 用語の使い分けについて、定義づけが必要と思われるものについては定義してまいります。
3	第4章 施策の推進方向 第4節 施策の内容 5 犯罪被害者等への支援の推進	38ページ以降の「5 犯罪被害者等への支援の推進」について、(1)ないし(5)の項目立てがなされ、それぞれ小項目が記載されていますが、条例の条文立てと一致していません。新たな条例を定める以上は、条例の条文に合わせて、施策の位置づけを組み替えるのが通常ではないでしょうか。 (他同様意見1件)	現在の犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画は、国の第4次犯罪被害者等基本計画の内容(重点課題)を盛り込んで策定しております。 また、犯罪被害者等支援を進める上で、施策を5つに分けて体系化しているものです。よって、条例の条文に合わせて計画を修正することは考えておりません。
4	第4章 施策の推進方向 第4節 施策の内容 5 犯罪被害者等への支援の推進 (1) 損害回復・経済的支援等への取組 ア 損害賠償請求等に関する周知	「5(1)ア 損害賠償請求等に関する周知」について、環境生活総務課、広報県民課の活動についてしか記載されていません。女性相談センターが行っているDV被害者向けの無料法律相談(身体的DVは暴行・傷害事件であり、離婚慰謝料(民法709条)について弁護士が行う説明は損害賠償請求制度の説明にあたります)、たんばぼが行っている性犯罪被害者向けの無料法律相談(被害届提出等の刑事手続の説明だけでなく、当然、民事の損害賠償請求制度についても説明します)、島根県消費者センターが行っている消費者被害の被害者向けの無料法律相談(たとえば、特商法違反の取引等による消費者被害は犯罪被害であり、契約を解除して代金を取り戻す方法についての法律相談は、損害賠償請求制度(民法709条、415条)についての情報提供です)など、実際に、犯罪被害者等に対して、損害賠償請求に関する情報提供を行っている県の制度は他にもあります。制度があるのに計画に明記されていないのは、各担当課の制度理解が不十分だからではないでしょうか。すでに県が実施している制度は取組に明記し、制度利用の促進を図っていただきたいです。 (他同様意見1件)	いただいたご意見を踏まえ、実施担当課に青少年家庭課を追記いたします。

5	<p>第4章 施策の推進方向 第4節 施策の内容 5 犯罪被害者等への支援の推進 (1) 損害回復・経済的支援等への取組 ウ 居住の安定</p>	<p>38ページ「ウ 居住の安定」に記載されている県営住宅への優先入居とは、当選率の優遇と記載されていますが、どのような被害者を想定して作った制度なのでしょうか。自宅で被害にあった場合に、一時保護やホテル滞在では通勤・通学等の日常生活の維持が困難になる一方、身の安全の確保は必要のため、加害者が身柄拘束されている最大23日以内に転居を迫られ、引っ越し費用や転居先に困る被害者が多いです。公営住宅への優先入居制度は、そのような被害者のために設計されるべきではないでしょうか。</p>	<p>犯罪被害者等の県営住宅への入居については、 ①公営住宅法等に基づく優先入居 ②県営住宅の目的外使用での入居 の2つの制度があります。 「①公営住宅法等に基づく優先入居」は、県営住宅の公募の場合に抽選の当選率を優遇するものです。抽選以外のその他の手続き等は一般入居者と同様となるため、入居申込みから入居までに一定期間の期間が必要となります。よって、この一定期間が許容できる犯罪被害者等を対象とする制度となります。 一方、「②県営住宅の目的外使用での入居」は、公募による入居を待つことのできない緊急に迫られる犯罪被害者等を対象とする制度です。よって、今回のご意見のように早急に転居を迫られる犯罪被害者等の場合は、こちらの制度を活用することとなります。当該制度についても支援計画に追記いたします。</p>
6	<p>第4章 施策の推進方向 第4節 施策の内容 5 犯罪被害者等への支援の推進 (2) 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 ア 保健医療サービス及び福祉サービスの提供</p>	<p>39ページ「ア 保健医療サービス及び福祉サービスの提供」に関して、カウンセリングについてしか記載されていませんが、たんばぼが行っている性被害者向けの緊急医療の医療費助成についても記載すべきではないでしょうか。 (他同様意見1件)</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、38ページ「イ 経済的負担の軽減」に「ワンストップ支援センターにおいて、緊急に産婦人科医療の必要な性犯罪被害者に対し、初回の処置に係る費用、性感染症にかかる検査に係る費用、緊急避妊に係る費用、人工妊娠中絶にかかる費用の公費負担を行い、経済的負担の軽減を図ります。」を追記いたします。</p>
7	<p>第4章 施策の推進方向 第4節 施策の内容 5 犯罪被害者等への支援の推進 (2) 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 ウ 保護、捜査、公判等の過程における配慮等</p>	<p>条例19 保護、捜査、公判等の過程における配慮等で規定されているが、専門的知識を有する県の職員がどのようにして捜査、公判の過程で犯罪被害者等に対応するか想像がつかない。県の職員をどこに配置し、どの機会に犯罪被害者等にどのように対応するのか、条例に基づく計画に具体的に分かるように記載してほしい。</p>	<p>犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画の第4章第4節5(2)ウ「保護、捜査、公判等の過程における配慮等」に記載しているとおり、実施担当課が対応することとしています。</p>
8	<p>第4章 施策の推進方向 第4節 施策の内容 5 犯罪被害者等への支援の推進 (3) 刑事手続への関与拡充への取組 ア 刑事手続参加のための情報提供や体制の整備等</p>	<p>条例18 刑事手続参加のための情報提供等で規定されているが、県の職員の誰が何時どのようにして犯罪被害者等に情報提供するのか想像がつかない。フォトしまねへの掲載等一般的な広報では不十分だと思うので、条例に基づく計画に具体的に分かるように記載してほしい。</p>	<p>犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画の第4章第4節5(3)ア「刑事手続参加のための情報提供や体制の整備等」に記載しているとおり、実施担当課が対応することとしています。</p>
9	<p>第4章 施策の推進方向 第4節 施策の内容 5 犯罪被害者等への支援の推進 (5) 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組</p>	<p>基本的施策の県民等の理解促進 趣旨の中で「犯罪被害者週間」での広報、啓発の集中的な実施、犯罪被害者の声を聴くための講演会の開催などの他に、授業として一年を通して全県の学校で犯罪被害者あるいは、遺族による授業を行う、を追加して頂きたい。 具体的には、基本計画の41ページ(5)県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組工授業を入れて貰えませんか。あるいは、ウに授業を追加して頂きたい。</p>	<p>学校においては、児童生徒や地域の特色等の実態を踏まえた教育活動に取り組んでおり、昨年度も県内の学校において犯罪被害者遺族が講話を行う「命の大切さを学ぶ教室」が行われています。 犯罪被害者・遺族による授業については、犯罪被害者等支援を行うにあたって重要なことであると考えておりますが、県教育委員会として全県の学校で一律に実施することは難しいと考えております。</p>

10	<p>第4章 施策の推進方向 第4節 施策の内容 6 その他の安全安心まちづくりのための取組 (1) 推進体制の充実・強化 ア 計画の推進と進行管理</p>	<p>第4章施策の推進方向 第4節 施策の内容 6 その他の安全安心まちづくりのための取組(1) 推進体制の充実・強化 ア計画の推進と進行管理について、島根県犯罪被害者等支援条例の制定により、関係機関との連携を図るため、「島根県被害者支援連絡協議会」が新設されるが、県の関係各課で構成される推進会議は新設されていない。新しく「島根県犯罪被害者等支援推進会議」を設置し、「事業内容」を「県の関係各課で構成する「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議により」を「県の関係各課で構成する「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」及び「島根県犯罪被害者等支援推進会議」により」に改正すべきである。</p>	<p>被害者支援連絡協議会は、犯罪被害者等が置かれている現状を踏まえ、関係機関・団体との緊密な連携によって、被害者のニーズに対応した各種支援活動を効果的に推進することを目的に、平成10年に設置された協議会です。 犯罪被害者等支援に関する施策については、当該協議会と連携を図りながら、推進してまいります。</p>
11	<p>第4章 施策の推進方向 第4節 施策の内容 6 その他の安全安心まちづくりのための取組 (1) 推進体制の充実・強化 ウ 被害者支援連絡協議会との連携</p>	<p>第4章施策の推進方向 第4節 施策の内容 6 その他の安全安心まちづくりのための取組(1) 推進体制の充実・強化 ウ被害者支援連絡協議会との連携について、「事業内容」が「「島根県被害者支援連絡協議会」との連携を図ります。」では、「島根県被害者支援連絡協議会」がこの計画の外の組織のような印象を受ける。まちづくり推進協議会同様「「島根県犯罪被害者等支援推進協議会」により活動の連携を図ります。」にすべきである。したがって、「ウ被害者支援連絡協議会との連携」も「ウ犯罪被害者等支援推進協議会との連携」に変わることになる。</p>	
12		<p>島根県において、島根県犯罪被害者支援条例が制定されること、喜んでおります。被害者や遺族が被害後に二次被害などで苦しむ状況がなくなり、人生を歩みだせるように、当事者から必要な支援の内容を丁寧に聴き取り、施策に反映させ、支援が強化されることを願っています。 制定後は、市民向けに絵解きでわかりやすく条例の概要を発信していただけたら幸いです。 先日、いきいきプラザ島根でたまたま「犯罪被害者を考えるパネル展」を拝見しました。県民が理解を深めるためにも、このような啓発、情報発信をさまざまな方法でおこなっていただけたらと思います。 基本計画案の3ページの5、犯罪被害者への経済的負担の軽減が重点的な取り組みになっている点は望ましいことだと考えます。 具体的にどのような支援が必要か、当事者や支援者からの聞き取りの上、充実を図っていただきたいと思っております。</p>	<p>今後も犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会や被害者支援連絡協議会等を通じて、関係者や県民等の意見を聴きながら、支援の充実・強化に努めてまいります。</p>
13	その他	<p>道を歩いていますと、「痴漢に注意」という看板を目にすることがあります。痴漢は100%加害者が悪いにもかかわらず、「気をつけないといけない場所だったのに、そこを歩いてしまった自分がいけなかったのか…」と被害者が自責の念に駆られる誘因になりますので、不適切だと考えます。私たちがすべきことは、防犯灯をつけるとか、死角をなくす、など犯罪に及ばないようにするための加害者への働きかけだと思います。</p>	<p>県民等が安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、いただいたご意見を参考にさせていただきながら、安全で安心なまちづくりに関する施策を推進してまいります。</p>
14		<p>まちづくり条例と犯罪被害者等支援条例の基本計画を一つにまとめている都道府県は、ほかにあるのでしょうか。新しく条例を作るのですから、基本計画も、それぞれの条例に沿う形に、新たに作り直すべきではないでしょうか。</p>	<p>基本計画を一つにまとめている都道府県は確認できていませんが、昨年度、犯罪被害者等支援の更なる充実のため、犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画の一部改定を行い、被害者支援を行う上で必要な内容を盛り込んだところです。また、このたびの犯罪被害者等支援条例に適合するよう一部改定を行うこととしております。現行の基本計画期間である令和6年度までは、当該基本計画を支援計画として位置づけて施策を実施することとしています。</p>

15		<p>新しい条例制定後、ただちに速やかに計画策定に取り組むべきですが、議会での条例の審議にあたっては、どのような内容、方法で基本計画案を策定するのか、鳥根県の考え方を明確にし、議会での了解を得るべきだと思います。</p> <p>(他同様意見 1 件)</p>	<p>支援計画として位置づける犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画の改定案は、議会の議決事項ではありませんが、所管の委員会に報告いたします。</p>
16		<p>第 5 期鳥根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画は、令和 6 年度までの計画のため、令和 7 年度に向けては、新たな基本計画を策定することになると思われます。その際には、まちづくり基本計画とは別に、犯罪被害者等支援に特化した基本計画を作る予定があるのでしょうか。</p> <p>また、犯罪被害者等支援条例のための基本計画を定める際には、策定のための審議会が開かれるのでしょうか。</p> <p>(他同様意見 7 件)</p>	<p>令和 7 年度以降の犯罪被害者等支援計画の策定については、犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会及び被害者支援連絡協議会等の意見を聴きながら、今後検討してまいります。</p> <p>また、パブリックコメントを実施し、広く意見を聴くこととしています。</p>
17	その他	<p>基本計画策定のための審議会では、計画やそれに基づく施策の実施状況の検証・評価・監視等もできる形になるのでしょうか。</p> <p>(他同様意見 2 件)</p>	<p>犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画に基づき、毎年度施策の具体的な実施状況等を取りまとめ、その結果を犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会に報告し、県ホームページで公表しております。</p> <p>また、このたびの犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画の改定により、第 1 章第 3 節「進行管理」に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策については、被害者支援連絡協議会の開催等を通じて関係部局や関係団体との連携を図りながら推進することとしています。</p>
18		<p>今回の基本計画の一部改定において、欠けているのは、「犯罪被害者等への支援の推進」において、被害を受けた県民が被害直後から相談できる体制をつくるという視点だと思います。</p> <p>実際に、性犯罪被害者支援を担当していることは、まずは、どこに相談に行けばいいのか、とりあえずの経済的負担をどうするかなど、被害者が抱えている問題は沢山あります。</p> <p>そのような問題に対する支援を、事案に応じて、スピーディに対応してもらえる行政の体制をきちんとつくること、支援している民間の団体に対して財政的支援をすること等が必要だと思います。</p> <p>基本計画の一部改訂においても、せめて、その視点に立った施策を具体化すべきと考えます。</p>	<p>いただいたご意見については今後の支援計画に基づく施策の推進の参考とさせていただきます。</p>